

浦安市宿泊税の導入に関する 内部検討委員会報告書

令和 6 年 3 月

浦安市宿泊税の導入に関する
内部検討委員会

目次

第1	宿泊税導入の背景	1
第2	浦安市の状況	2
1	新型コロナウイルス感染症による状況	2
2	法人市民税の調定額推移	2
3	観光の状況	3
4	本市の財政状況（ふるさと納税による減収含む）	4
5	経常収支比率の推移	7
6	財政力指数の推移	7
7	滞在人口について	8
8	来訪者の救急出場推計について	10
第3	宿泊税の導入の検討にあたって	11
1	法定外目的税について	11
第4	宿泊税の導入の目的、用途について	13
1	先行自治体の導入の目的	13
2	本市の導入の目的	13
3	導入に係る基本的な考え方	14
4	導入に向けた視点	14
5	宿泊税の用途	15
第5	宿泊税の課税要件について	17
1	先行して宿泊税を導入している自治体の状況	17
2	課税要件（案） （課税客体、課税標準及び納税義務者等）	19
第6	総務省の同意について	20
1	同意の要件	20
第7	委員からの主な意見等	21
1	宿泊税について	21
2	観光振興について	21
3	充当事業について	22
4	導入の目的について	23
5	課税要件について	23
6	その他	24
第8	まとめ	25
参考1	委員名簿	26
参考2	検討経過	26
参考3	宿泊税の導入に関する内部検討委員会設置要綱	27

第1 宿泊税導入の背景

浦安市では、将来にわたって安定した財政基盤を堅持するため市税収入などの徴収率の向上に努めるとともに、国・県支出金の確保や基金・地方債の適正な活用のほか、公金の効果的な管理運用や市有財産の有効活用を図るなど新たな財源の確保に取り組んでいる。

これまで、健全な財政運営を堅持するため、新たな財源の確保として、ガバメントクラウドファンディングやふるさと納税の返礼品の拡充などを行ってきた。

また、本市に所在するテーマパーク等への来場者はコロナ禍前では、年間約 3,000 万人を超え、宿泊者も年間 800 万人以上が本市に滞在しており、来訪者から生じる行政需要に対応するための財源の確保が課題となっている。

このようなことから、平成 30 年度に新たな税財源となりうる税目を検討し、宿泊税については、令和 3 年度より財務部で研究を始め、令和 4 年度には、宿泊税の充当先と考えられる複数の部署が参加する勉強会を開催し意見交換を行ってきた。

宿泊税については、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、観光需要やインバウンドの回復が見込まれる中、観光を推進する多くの自治体で検討が行われており、千葉県でも、令和 5 年 10 月に「千葉県の新しい観光振興に向けた研究会」を設置し、令和 6 年 2 月に、研究会から「宿泊税導入に向けた検討を早期に開始することが適当である」との意見があった。

本市でも、社会経済活動が正常化する中で、観光推進や多くの来訪者から生じる様々な行政需要に対応するため、「浦安市宿泊税の導入に関する内部検討委員会」を設置し、宿泊税導入について検討するものです。

第2 浦安市の状況

1. 新型コロナウイルス感染症による状況

本市では、令和2年1月に国内で確認された新型コロナウイルス感染症の拡大により、法人市民税を中心に税収に大きな影響を受けたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、社会経済活動が正常化し、税収については、令和6年度当初予算額がコロナ禍前の令和2年度当初予算額を上回っている。

2. 法人市民税の調定額推移

法人市民税については、令和元年10月以降の税制改正（税率が△3.7%）及び新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少したが、社会経済活動の正常化に伴い、令和5年度最終予算調定額は約29億円となった。

また、税制改正前の税率に換算すると、令和6年度予算額は、コロナ禍前の令和元年度（調定額）に近づいている。

コロナ禍前	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
調定額	5,107,984,900	4,666,258,500	4,880,583,100	4,951,042,300	5,312,075,700
今の税率換算調定額	3,691,308,474	3,390,175,163	3,538,461,826	3,586,843,585	3,844,469,813

コロナ禍後	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
調定額	2,017,479,500	1,253,590,000	1,632,781,900	2,902,000,000	3,160,000,000

補正予算後 当初予算額

※ 税制改正により令和元年10月から、税率が変更となった。

税率の変更は以下のとおり。

	事業年度開始日		差引割合
	令和元年9月30日以前	令和元年10月1日以降	
資本金等の額が5億円以上	12.10%	8.40%	△3.70%
資本金等の額 1億円以上5億円未満	10.90%	7.20%	△3.70%
資本金等の額が1億円未満	9.70%	6.00%	△3.70%

3. 観光の状況

観光については、国内の来訪者の回復に加え、海外からの来訪者の回復が大きなカギとなり、宿泊施設の客室稼働率に影響するものと考えている。

観光庁の統計では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、水際対策が緩和され、昨今の円安などの要因もありインバウンド(訪日外国人)の旅行者数が増加傾向で、令和5年12月では約270万人となり、コロナ禍前の令和元年12月の約250万人を超えた。

また、令和5年10月の報道等では、宿泊施設の客室稼働率が、令和5年3月実績で80.8%、令和6年3月の実績見込では、98.8%となっている。

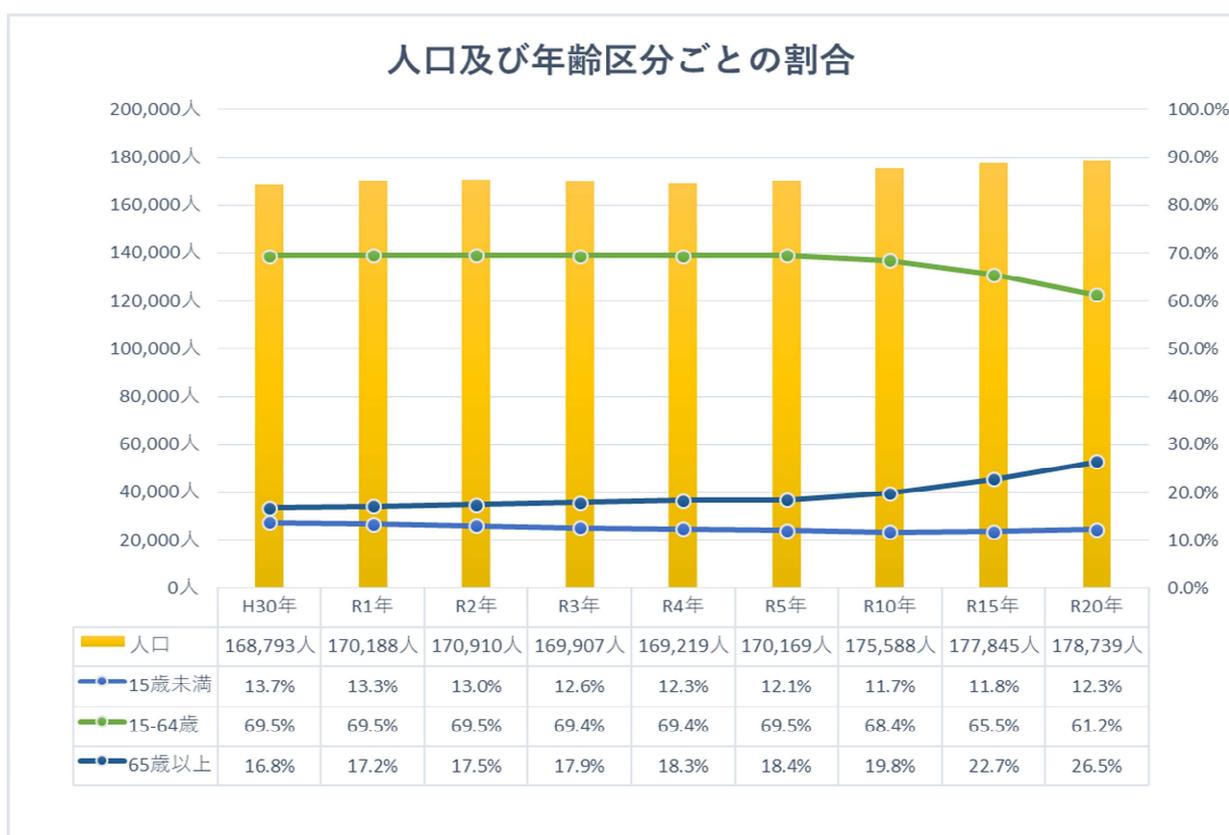
本市の宿泊施設の客室数は約12,000室を有し、新たにホテルなどの宿泊施設の建設が予定されていることから、今後も宿泊者数の増加が見込まれる。

4. 本市の財政状況

①. 人口推計について

本市の人口は、平成23年の東日本大震災や令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したが、現在は緩やかな増加傾向にある。

しかし、人口は令和20年を境に減少傾向に転じ、また、生産年齢人口については令和10年以降減少に転じると見込まれており、市税収入の減少や、緩やかな高齢化率の上昇により社会保障関連経費の増加が見込まれる。



出典 企画政策課 令和4年度人口推計

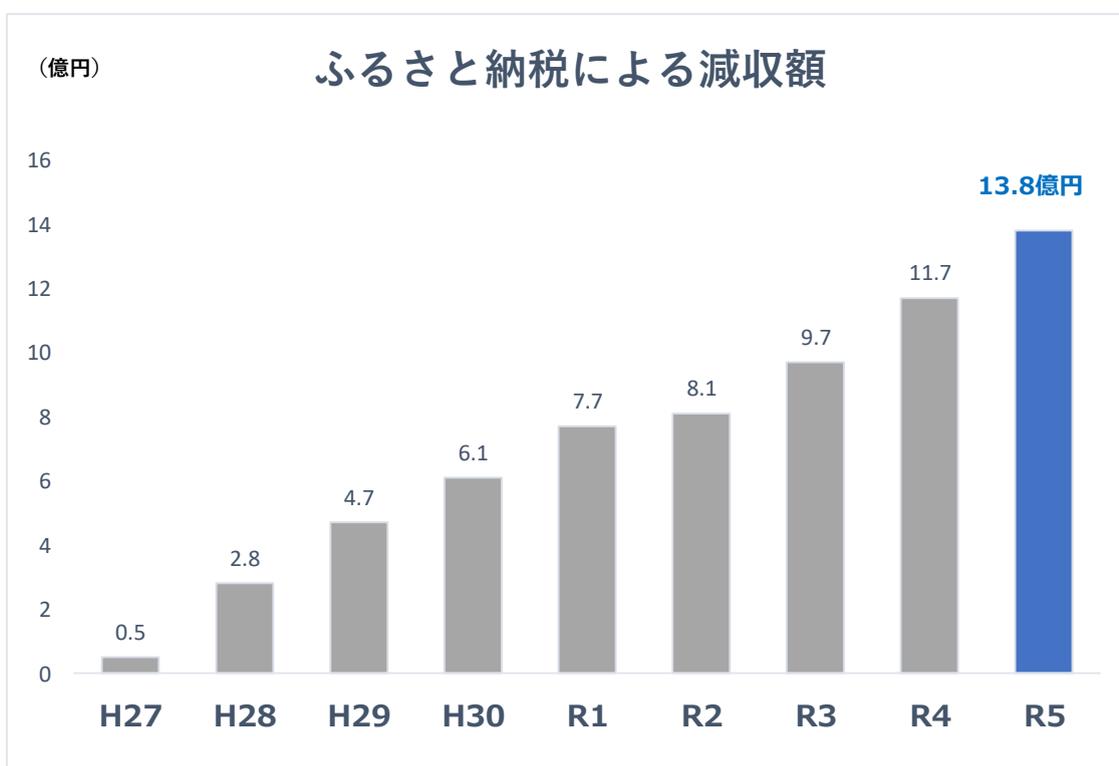
②. ふるさと納税について

平成 20 年度の税制改正により導入された、ふるさと納税制度による個人市民税の減収額が年々増加している。

また、平成 27 年度の税制改正により、ふるさと納税枠の拡充及びワンストップ特例制度が始まり、市税の減収分となる寄付金税額控除額は、平成 27 年度は約 4,800 万円だったが、年々増加し、令和 4 年度には 10 億円を超え、令和 5 年度は約 13.8 億円となった。

ふるさと納税の減収分については、国からの地方交付税交付金により補てんされるが、本市は、地方交付税交付金の不交付団体となっていることから、減収分の補てんがなく、ふるさと納税の流出額は直接的に本市の減収となる。

ふるさと納税による寄付金税額控除の減収額が増え続ければ、市民サービスに影響が及ぶものと考ええる。



③. 公共施設等の維持管理について

本市は市政施行から40年が経過し、昭和50年代に集中的に整備された公共施設、道路や下水道などのインフラ設備の維持管理、更新、改修費用に年間約114億円かかると試算しており、今後も経常的に多額の歳出が見込まれている。

今後、将来的な生産年齢人口の減少による税収の減少、高齢化率の増加による社会保障費関連経費等の歳出の増加、ふるさと納税による市税の減収額の増加、経常的なインフラ設備にかかる多額の費用などにより、年々財政状況は厳しくなるものと見込まれる。

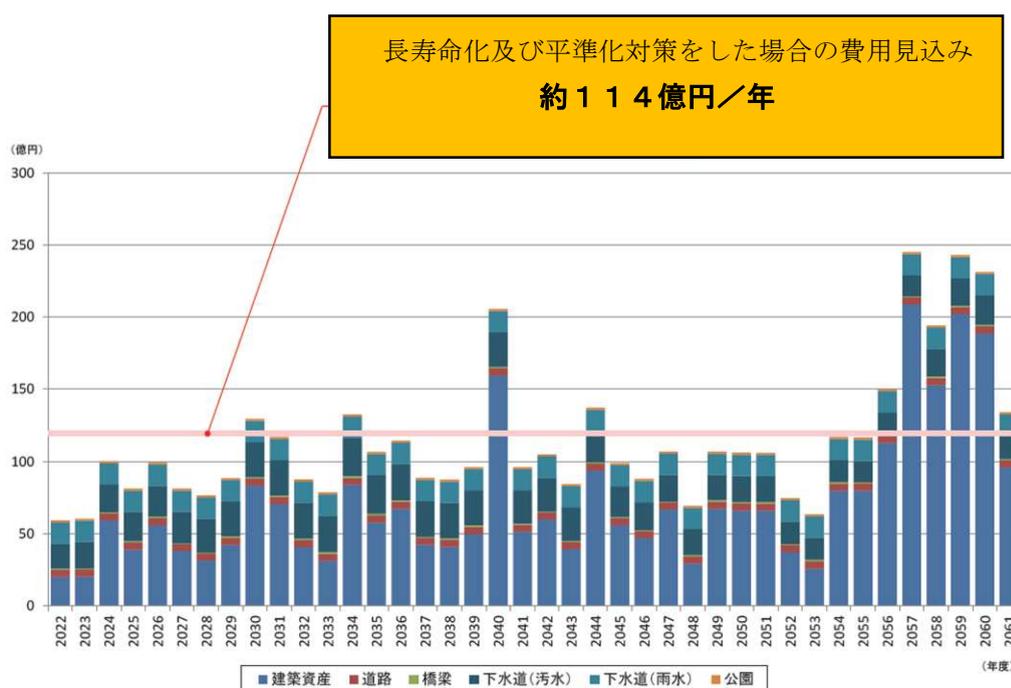
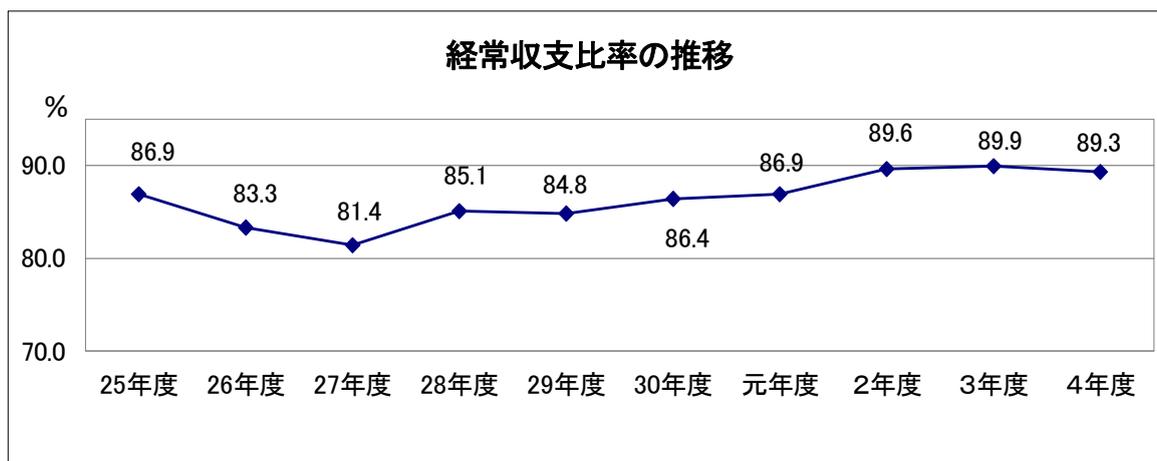


図 37 公共施設等の将来費用の試算結果

5. 経常収支比率の推移

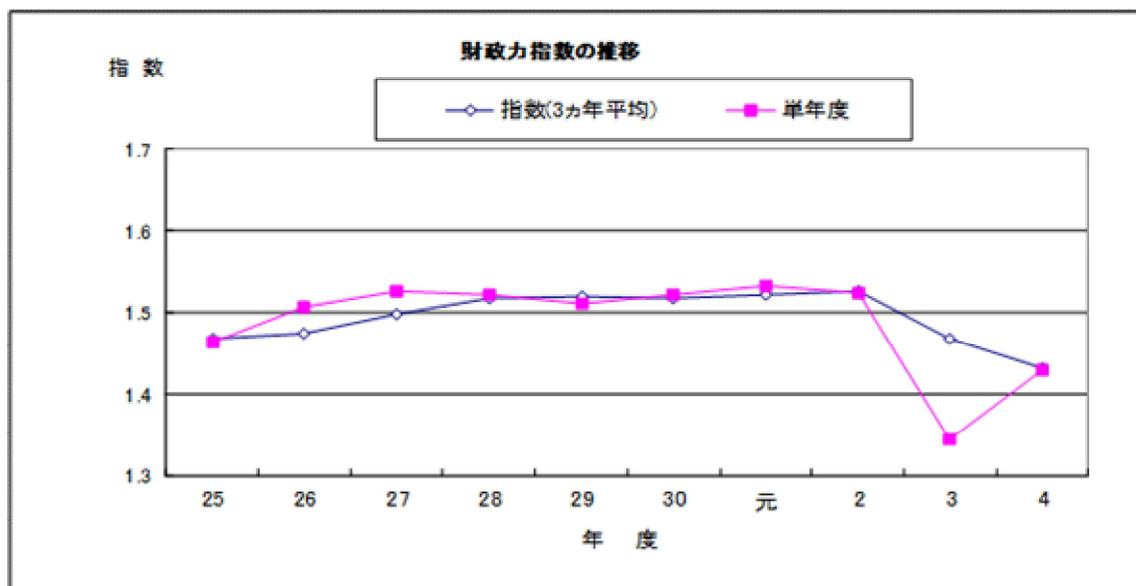
財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、この比率が低いほど、新たな行政需要等に柔軟に対処することが可能になる。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により89%台に上昇し、財政硬直化の目安と言われる90%に近い比率となっている。



6. 財政力指数の推移

市町村の財政力を示す数値である財政力指数は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度から低下し、令和4年度の財政力指数は1.432と、ピーク時（平成27年度）の1.526と比較すると0.1ポイント近く低くなったが、全国の中でも高い指数を維持している。



7. 滞在人口について

本市は、テーマパークを中心に商業施設やホテル等の観光集客施設が多数存在するため、観光等を目的に国内外から多くの来訪者が訪れる。

このため、本市は、昼夜問わず滞在人口が定住人口を上回るという特徴がある。

以下の令和4年（2022年）滞在人口の月別推移のデータをみると、滞在人口が多い時で平日は20万人以上、休日は23万人以上と、定住人口（住民基本台帳人口）を超えた数値となっている。

このようなことから、滞在人口を考慮した救急需要、インフラ整備、ごみ処理体制などの行政需要に対応していく必要がある。

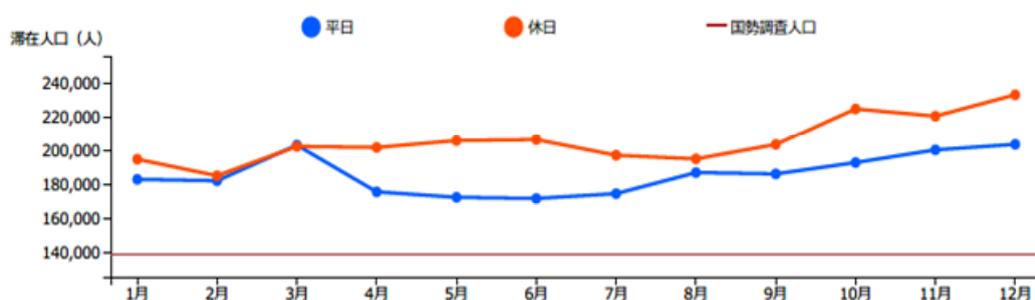
滞在人口の月別推移

千葉県浦安市

2022年 14時

総数 総数（15歳以上80歳未満）

（国勢調査人口：139,463人）



【出典】

株式会社NTTドコモ・株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計®」

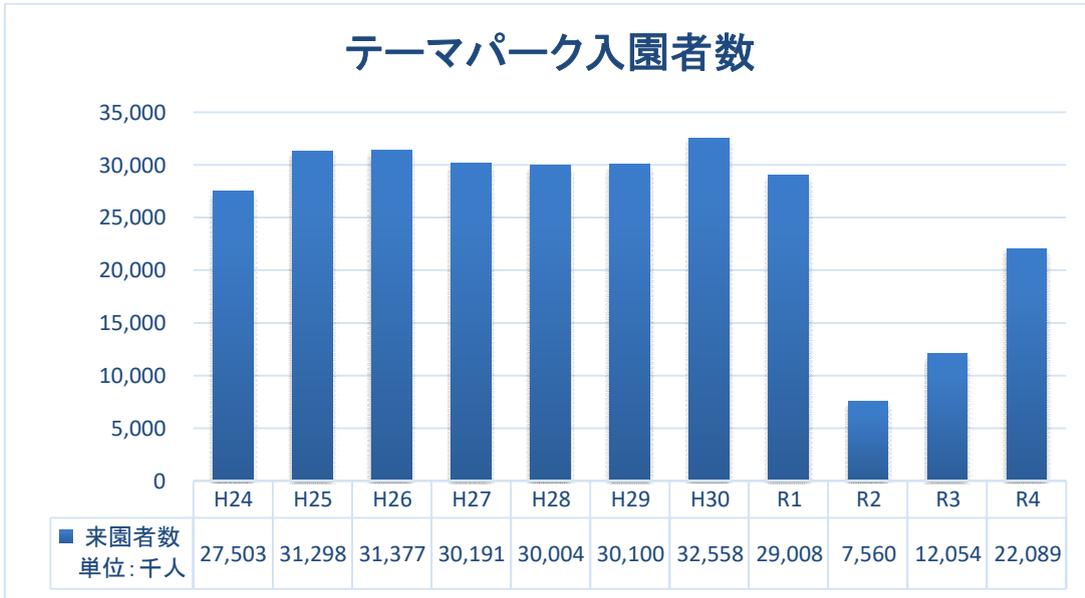
総務省「国勢調査」

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平日	183,420人	182,611人	203,522人	176,082人	172,895人	172,510人	175,051人	187,418人	186,637人	193,312人	200,759人	204,005人
休日	195,271人	185,537人	202,771人	202,173人	206,249人	206,832人	197,591人	195,467人	203,971人	225,225人	220,985人	233,565人
住民基本台帳人口	168,657人	168,576人	169,259人	169,395人	169,474人	169,417人	169,247人	169,213人	169,210人	169,149人	169,614人	169,552人

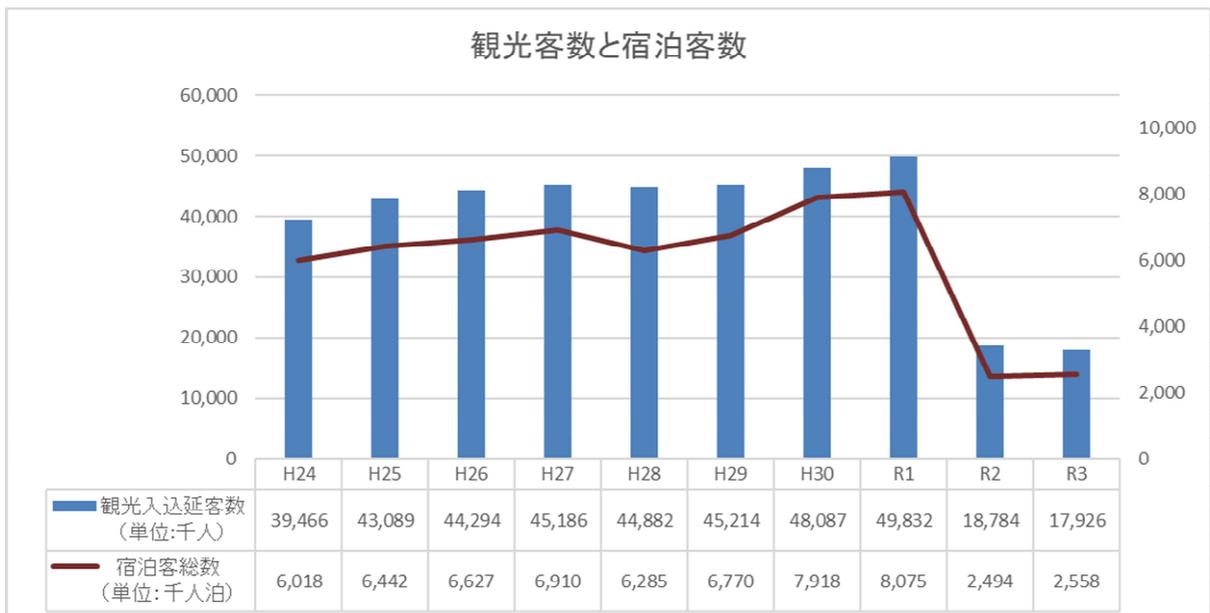
滞在人口が多い要因の一つは、テーマパーク等への来訪者によるものと考えている。

テーマパークの来場者数は、テーマパーク事業者の事業報告によると、コロナ禍前の令和元年度で年間約3,000万人を超えている。

千葉県が実施している観光入込調査結果では、宿泊客総数は、令和元年約800万人が宿泊している。



出典 オリエンタルランド株式会社 入園者数データ

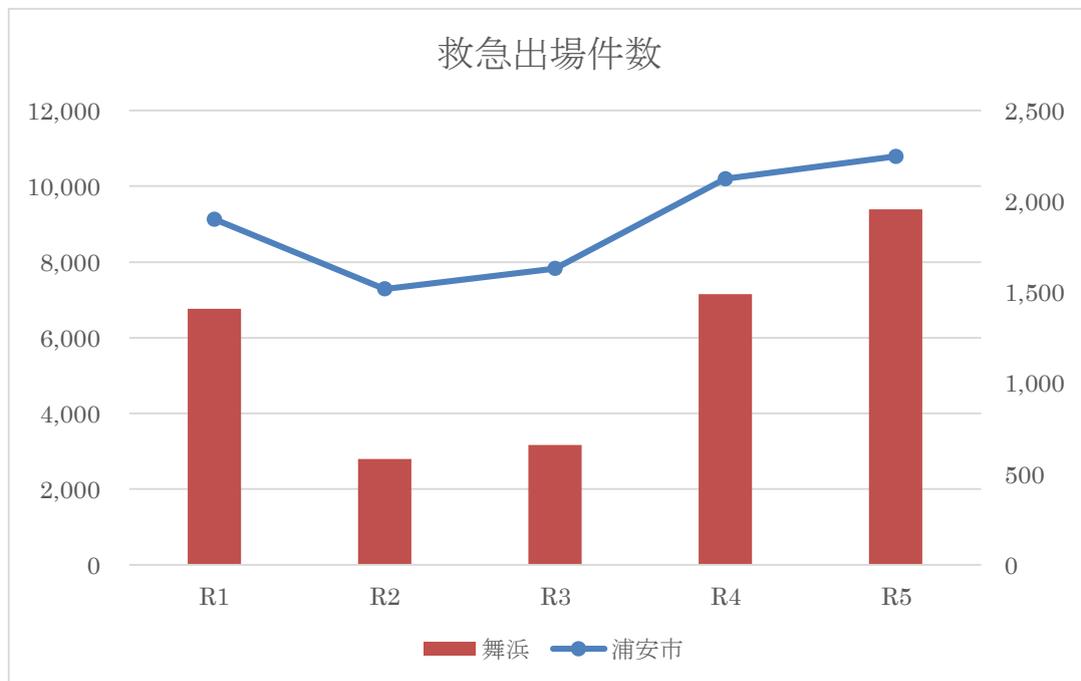


出典 千葉県 観光入込調査

8. 来訪者の救急出場推計について

舞浜地区における来訪者の救急出場推計については、以下のとおり。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
浦安市	9,128件	7,286件	7,829件	10,195件	10,787件
舞浜	1,409件	583件	660件	1,490件	1,955件



令和5年 人口100人あたりの救急出場件数(抜粋)

当代島	富岡	美浜	舞浜	高洲
11.2件	7.4件	6.3件	54.9件	3.5件

舞浜地区は、住宅地区も含まれているため、来訪者のみの救急出場の回数を推計した。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{舞浜地区人口} & \text{美浜の救急出場件数 (率)} & \text{舞浜地区の住民} \\
 & \text{(類似の住宅地区)} & \text{救急出場件数推計} \\
 3,561 \text{ 人} & \times \quad 6.3 \text{ 件 (\%)} & = \quad 224 \text{ 人}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl}
 \text{舞浜地区} & \text{舞浜地区の住民} & \text{舞浜地区の来訪者} \\
 \text{救急出場件数} & \text{救急出場件数推計} & \text{救急出場件数推計} \\
 1,955 \text{ 件} & - \quad 224 \text{ 人} & = \quad 1,731 \text{ 人}
 \end{array}$$

第3 宿泊税の導入の検討にあたって

1. 法定外目的税について

法定外目的税の創設にあたっては、地方税法第733条の規定により、総務大臣は、都道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外目的税等の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」(平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知)の内容を適宜参考とすることとされている。

- 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について(抜粋)

第5 法定外目的税等の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外目的税等については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外目的税等の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

- (3) 法定外目的税等の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外目的税等の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。
(以下略)

宿泊税の導入については、以上のことを踏まえ検討する必要がある。

第4 宿泊税の導入の目的、使途について

1. 先行自治体の導入の目的

先行自治体の宿泊税導入の目的は、主に「都市の魅力を高める」「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられている。

先行自治体	宿泊税導入の目的
京都市 (京都府)	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市 (石川県)	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
倶知安町 (北海道)	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市 (福岡県)	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる『九州のゲートウェイ都市の機能強化』、『大型MICE等の集客拡大への対応』及び『観光産業や市民生活に着目した取り組み』に要する費用」に充てるため。
北九州市 (福岡県)	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。

2. 本市の導入の目的

本市の宿泊税の導入の目的については、先行自治体の目的と同様に、「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」ことが掲げられる。

また一方で、来訪者による、救急需要、インフラ整備、ごみ処理体制など行政需要への対応についての課題もあり、「来訪者が安心・安全に滞在できる受入環境の充実を図る施策に要する費用に充てる」ことも目的になると考える。

3. 導入に係る基本的な考え方

本市は、テーマパークを中心として、商業施設やホテル等に、市外から多くの人を訪れることから、来訪者にとってより良い観光のまちづくりを進める必要がある。

また、滞在人口が定住人口に比べ最大6万人の増となるため、救急需要、インフラ整備、ごみ処理体制などの行政需要に対応する必要がある。

これらの行政需要に対応するため、財源の確保は必要と考え、持続的な財源として宿泊税を導入することにより、来訪者が安心して滞在できる受入環境の充実を図り、さらに宿泊客等来訪者の増加に繋げ、市内経済の活性化、そして浦安ブランドの向上など、「宿泊税による好循環」を創出したいと考えている。

4. 導入に向けた視点

宿泊税の導入に向けた視点について、内部検討委員会での意見を基に以下のとおりまとめた。

○ 来訪者への還元の視点

宿泊税は、宿泊者に負担していただく税であるが、宿泊者等来訪者が、安心して滞在し、再来訪を促すような施策を検討する。

増加する国内外から来訪者の行政需要に対応する必要がある。

○ 来訪者による市内の経済活性化の視点

付加価値のある事業を検討し、宿泊税の導入に伴い市内の経済など活発化を図る。

○ 浦安ブランドを高める視点

観光振興を図る施策を推進し、さらに本市の魅力を高める。

○ 市民が安心・安全に暮らせるまちづくりの視点

宿泊税を導入しても、市民が安全・安心に暮らし、快適で満足度が高いまちづくりを進める。

5. 宿泊税の使途

宿泊税の対象と考えられる主な使途・主な事業は、以下のとおり。

施策項目	事業例
受入環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光に関わるインフラの整備 ・ 来訪者受入環境の整備 ・ 交通混雑緩和のための環境整備 ・ 鉄道駅前環境の整備及び充実 ・ 鉄道駅バリアフリー化整備 ・ 来訪者にも優しい鉄道駅前周辺等の公共サインの整備 ・ 市内移動しやすい交通環境の強化
観光資源の魅力の増進（磨き上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦安の魅力を生かしたスポーツイベントの開催 ・ 地域課題×アートの活用（浦安の魅力再発見） ・ ふるさと意識の醸成を通じた観光の推進 ・ 三方を海と川に囲まれた浦安を生かした水辺や公園等の活用
国内外への情報（魅力）の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外からの誘客促進事業
MICEの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ MICE誘致の促進
来訪者、市民双方の満足度の向上（安心安全な環境の形成） （持続可能な都市と観光地づくり）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・来訪者に対応した救急医療体制の充実 ・ 消防需要に対応する消防インフラの整備 ・ 事業者に対する防火管理推進事業 ・ 災害対応体制の整備 ・ ごみ処理体制の充実

先行自治体の宿泊税の使途の例は以下のとおり。

施策項目	事業例	他自治体
受入環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内機能の充実 ・W-Fi 利用環境整備事業 ・Free W-Fi 設置促進事業 ・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業費補助 ・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実 ・市バス、地下鉄の案内表示等の多言語化 ・宿泊施設等のおもてなし力の向上 ・まちなかの歩行環境の向上 ・ユニバーサルデザインタクシー導入促進 	東京都 〃 大阪府 〃 京都市 〃 金沢市 〃 福岡市
観光資源の魅力の増進（磨き上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ・隅田川テラスの賑わいの創出、橋梁のライトアップ・大阪ストーリープロジェクト事業 ・ナイトカルチャー魅力創出事業 ・京町屋、文化財の保全及び継承 ・観光地周辺の無電柱化による景観の保全 ・「夜観光」魅力アップによる「宿泊観光」の推進 ・歴史的まちなみや景観の保全、建築文化の発信 ・伝統芸能の支援 ・食文化の継承、振興 ・歴史、文化に配慮した道づくり 	東京都 〃 大阪府 〃 京都市 〃 〃 金沢市 〃 〃 福岡市
国内外への情報（魅力）の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者誘致の新たな展開 ・国内外からの誘客促進事業 ・海外への情報発信強化 ・観光、文化コンテンツの発信力強化事業 ・客層に応じた旅のコーディネート、PRの展開 ・祭りの魅力発信事業 	東京都 大阪府 京都市 〃 金沢市 福岡市
MICEの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE誘致の促進 ・MICE誘致対策 ・コンベンション誘致の促進 ・国内を代表するMICE拠点の形成 	東京都 京都市 金沢市 福岡市
来訪者、市民双方の満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス、観光地等における混雑への対応強化 ・観光客の集中緩和に向けた取組み ・民泊対策事業 ・交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保 ・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止 	京都市 〃 〃 金沢市 〃

第5 宿泊税の課税要件について

1. 先行して宿泊税を導入している自治体の状況

	市町村						都道府県		
	京都市 (京都府)	金沢市 (石川県)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府	福岡県
施行日	平成30年10月～	平成31年4月～	令和元年11月～	令和2年4月～	令和2年4月～	令和5年4月～	平成14年10月～	平成29年1月～	令和2年4月～
課税客体	次の宿泊施設への宿泊行為								
	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所								
	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設		・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設
				・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設		・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設
課税標準	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人1泊または1部屋1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金	1人あたりの1泊の宿泊料金
納税義務者	宿泊者								
徴収方法	特別徴収								
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者								
	・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所								
	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設		・住宅宿泊事業法上の民泊施設	・住宅宿泊事業法上の民泊施設
				・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設		・国際戦略特区法上の特区民泊施設	・国際戦略特区法上の特区民泊施設
申告期限	1日から末日までの期間の税金を翌月末日までに申告納付								

	市町村						都道府県		
	京都市 (京都府)	金沢市 (石川県)	倶知安町 (北海道)	福岡市 (福岡県)	北九州市 (福岡県)	長崎市 (長崎県)	東京都	大阪府	福岡県
税率	① 2万円未満： 200円 ② 2万円以上 5万円未満： 500円 ③ 5万円以上： 1,000円	① 2万円未満： 200円 ② 2万円以上： 500円	宿泊料金の 2% (倶知安町のみ税率を採用)	① 2万円未満： 150円 ② 2万円以上： 450円	150円	① 1万円未満： 100円 ② 1万円以上 2万円未満： 200円 ③ 2万円以上： 500円	① 1万5千円未満： 100円 ② 1万5千円以上： 200円	① 1万5千円未満： 100円 ② 1万5千円以上 2万円未満： 200円 ③ 2万円以上： 300円	200円
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1万円	7千円	なし
課税免除 (外国大使以外)	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 その他部活動やスポーツ大会参加者である児童・生徒、引率者	なし	なし ※万博開催期間中のみ修学旅行生等の取り扱いを再度検討中	なし
見直し期間	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	5年ごと	施行後3年、その後5年ごと
特別徴収 交付金 交付額	納期内納入額の 3.0% (令和6年度以降は 2.5%) ※令和5年度までは1月毎に千円加算 【交付上限額】 200万円	納期内納入額の 3.0% (令和6年度以降は 2.5%) ※令和5年度までは1月毎に千円加算 【交付上限額】 50万円 ※前期後期の2回で各50万円	①すべて納期内に完納：納期内完納額の 3.0% ②納期内に未納の月がある：納期内完納額の 2.5% ③加算金を伴う増額更正：納期内完納額の 1.5%	納期内納入額の 3.0% (令和7年度以降は 2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度～令和6年度)期間内にすべての電子申告し、納期限までに納入する：さらに 3.5%加算	納期内納入額の 3.0% (令和7年度以降は 2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度～令和6年度)期間内にすべての電子申告し、納期限までに納入する：さらに 3.5%加算	納期内納入額の 2.5% 【交付上限額】 (詳細未定) 50万円	納付された金額の 2.5% 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内に完納：納期内完納額の 3.0% (令和7年度以降は 2.5%) ②納期内に未納の月がある：納期内完納額の 2.5% ③加算金を伴う増額更正：納期内完納額の 1.5%	納期内納入額の 3.0% (令和7年度以降は 2.5%) 【交付上限額】 200万円 ※(令和2年度～令和6年度)期間内にすべての電子申告し、納期限までに納入する：さらに 3.5%加算

2. 課税要件（案）（課税客体、課税標準及び納税義務者等）

課税要件については、先行して宿泊税を導入している自治体の事例を参考に、内部検討員会で、課税客体や徴収方法など、必要な項目について検討し以下の案を考えた。

宿泊税の課税要件	納税義務者	課税客体：浦安市に所在する宿泊施設への宿泊行為 課税標準：宿泊施設への宿泊数 納税義務者：宿泊施設への宿泊者
	徴収方法	徴収方法：特別徴収 特別徴収義務者：宿泊事業者 申告期限：毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入
	税率(税額)	宿泊事業者の事務等を考慮し定率制よりは定額制、そして段階的定額制が良いと考えるが、先行導入自治体を参考に検討
	免税点	先行導入自治体を参考に検討
	課税免除	主な対象は修学旅行と考えるが、必要性や対象について先行導入自治体の例を参考に検討
	見直し期間	先行導入都市と同様に、条例施行後5年周期での見直しを検討
	特別徴収交付金	他の先行導入自治体と同程度の割合を基本に、措置を検討
入湯税	宿泊税の導入に伴い、制度について見直す必要性もあると考え、先行導入自治体を参考に検討	

第6 総務省の同意について

総務省の同意については、地方税法第733条の規定に基づき、次に掲げる事由のいずれかにあたらないことが前提となっており、宿泊税の導入を検討する過程において、以下の内容を十分理解する必要がある。

1. 同意の要件

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
 - 課税標準
 - 宿泊行為に関連して課税される既存の税目
 - ⇒ 消費税
 - 定額制とした場合は1泊当たりの定額で課税
 - ⇒ 消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であり、一定税率で課税した上で前段階税額を控除して納税する仕組み
 - ※ 両者の課税標準が同じであるとは言えないと考えられる。
 - 住民の負担
 - 宿泊者の受益に着目して広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計をする予定です。
 - 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」に該当しない金額となる予定です。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

浦安市宿泊税は、「旅館・ホテル、簡易宿所等に係る施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとは言えないと考えられる。
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

政府の観光に関する取組については、「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）において方針が示されている。その中で、受益者負担による観光施策に充てる追加的財源を確保することを検討すると述べられており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

第7 委員からの主な意見等

1. 宿泊税について

- ・ 宿泊税以外の他の税目の検討については、法定目的税の都市計画税について検討し、都市計画法に基づく事業が限定的な事業であるため導入は難しいと考えた。
- ・ 宿泊事業者から懸念の声も予想されるので導入目的等をしっかり説明する必要がある。
- ・ 宿泊税を導入することで、持続的な財源の確保となり、来訪者の安全安心、浦安ブランドの更なる向上など、好循環の創出が期待できると考える。
- ・ 総務省との協議については財政力指数の高さや、都市計画税の徴収について指摘される可能性があると思う。
- ・ 宿泊する市民も対象となり、二重課税と思われるのではないかと。また、市民は対象外にする考えもあるのではとの意見に対し、現状として入湯税についても市民も対象としており、課税客体や用途が異なるため二重課税とはならないが、宿泊税導入については丁寧な周知は必要と考える。
また、宿泊事業者の事務負担なども考慮すると市民だけを対象外とするのは難しいと考える。

2. 観光振興について

- ・ スポーツ、芸術等の実施事業は、集客要素もあり、観光推進につながると考える。
- ・ 観光事業について、新たな観光の掘り起こしや事業を作り出すのかという意見に対し、新しい観光需要の掘り起こしの検討も必要だが、まずは実施計画等で計画する施策や事業について観光の要素を取り入れられるか検討する必要があると考える。
- ・ 本市への観光のほとんどは、アーバンリゾートへの来訪者であると考えられる。また、来訪者は、アーバンリゾートへの来訪の他は、本市以外の近隣の観光をするなど、本市の立地から利便を考慮し、滞在する来訪者も少なくないと考えられる。

3. 充当事業について

- ・ 急病診療所については、市外からの来訪者の利用も多く、宿泊税導入の目的の一つになると考える。
- ・ 救急出場の件数については、令和4年度全体約10,000件のうち、舞浜地区の割合は約15%となっている。
- ・ 消防では、防火対象物として防火基準適合表示制度の「適マーク」の表示制度や立入検査など様々な消防設備の届出関係の事務があるが、防火基準適合表示制度を利用したホテルは、23件と他自治体と比較して突出している
- ・ ゴミの処分費は1kgあたり22円（手数料）をとっているが、1kg/人日とすれば22円程度×宿泊者数と考えられる。
- ・ 観光の目的はほとんどがアーバンリゾートへの来訪だが、屋形船などの観光支援にも充当できるのではと考える。
- ・ ふるさとづくりを目的に実施されている事業で、観光要素があると考えられる事業については充当事業とできるか検討する。
- ・ 宿泊税の充当前については、既存の事業や、今後実施される施策・見込まれる事業の事業費として検討することを想定している
また、実施計画事業などでこれから予算化される事業も同様と考える。

4. 導入の目的について

- 目的には先行自治体を参考に「観光の推進」「都市の魅力を高める」の他「安心した滞在」「浦安ブランドの向上」「宿泊税による好循環」等の文言を取り入れてはどうか考える。
- 来訪者やホテル事業者からも理解を得やすいよう、シンプルで分かりやすい目的としたほうが良いと考える。
- 宿泊税を導入することで、持続的な財源の確保となり、来訪者の安全・安心、浦安ブランドの向上など好循環の創出が期待できると考える。

5. 課税要件について

- 宿泊税の税率は、目的税という性格から、使途となる充当事業の総事業費や、先行自治体の実績を参考に、様々な視点から熟考し税率を決定することになる。
- 税率は先行自治体では定額制となっているところが多く、定率制としているのは北海道の倶知安町のみである。
また定額制を導入している所は、段階的定額制を選択している自治体が多い。
- 税率制は、繁忙期や閑散期の料金設定等を考慮すると税の公平性という視点では優位性はあるが、市の事務や特別徴収事業の負担等を考えると定額制が現実的と考える。
- 定額制、定率制それぞれのメリット・デメリットを検証し、本市にあった制度を構築すべきと考える。
- 民泊を課税客体とするかについては、公平な課税を前提としながらも、宿泊税を徴収することによって民泊を容認することにならないか、民泊事業者を正確に把握し、漏れなく徴収できるのか、また徴収に対する事務費との費用対効果等も検証し、市としての方針を検討する必要があると考える。
- 風営法上、または条例上のラブホテルは市内には存在せず、旅館業法上のホテルとなっていると考えているが、調査の必要がある。

- ・ 徴収方法については、先進自治体の状況を確認する限り、特別徴収が合理的ではないかと考える。
- ・ 課税要件の見直しの期間については、定期的な見直しが必要であると考える。
- ・ 見直しの期間は先行導入自治体では概ね5年となっているが、具体的に決める必要があるのか。「適宜見直し」程度にしてもよいのではないかな等の意見もあり、検討する。
- ・ 特別徴収交付金については、ホテル事業者等の負担を考慮し必要と考える。
- ・ 課税免除について、主な対象は修学旅行生と考えるが、免除の条件等の検討は必要と考える。
- ・ 学校教育機関等のスポーツ大会や文化大会、全国高等学校体育連盟や日本中学校体育連盟等が主催するスポーツ大会又は文化大会等の課税免除についても、先行導入自治体を参考に検討する必要がある。
- ・ 免税点について、ホテル事業者等の負担を考慮すると免税点を設けるほうが良いのではないかな。
- ・ 課税免除や免税点の設定と税の公平性については、先行導入自治体を参考に制度設計の過程で検討する必要がある。

6. その他

- ・ 県と市で課税している先進事例として、福岡県と福岡市・北九州市で令和2年4月より宿泊税の課税を開始しており、徴収税額は県と市で1対3の比率となっているが、今後、千葉県との動向により協議が必要になると考える。

第8 まとめ

○ 検討結果のまとめ

本市は国際会議観光都市として、テーマパークを中心に商業施設やホテル等に多くの人を訪れることから、来訪者が安全・安心に観光できるまちづくりを進める必要がある。

また、滞在人口は定住人口約17万人に比べ最大6万人を越す約23万人となることもあり、救急需要、インフラ整備、ごみ処理体制などの行政需要に対応する必要がある。

観光推進や多くの来訪者から生じる行政需要に対応するため、新たな財源の確保は必要と考え、持続的な財源として宿泊税の導入が必要と考える。

また、来訪者が安心して滞在できる受入環境の充実、さらに観光の推進を図り、宿泊客等来訪者の増加に繋げ、市内経済の活性化、そして浦安ブランドの向上など、「宿泊税による好循環」の創出につなげていく必要がある。

内部検討委員会では、宿泊税の導入に係る課題等の整理、宿泊税の制度の検討、宿泊税の充当事業等の整理等について検討を行ったが、導入目的の妥当性、財源の規模及び使途、また課税対象の範囲等も含め、多様な視点で客観的に評価する必要があることから、有識者等の外部検討委員会等の検証も踏まえ、さらに検討をすすめていくものとする。

参考1 委員名簿

氏名	役職等
泉澤 昭一	財務部長
宇田川 勝正	財務部次長
鞠子 一之	企画部次長
高柳 幸志	市民経済部次長
吉泉 剛	健康こども部次長
丸山 愛	環境部次長
佐野 隆	消防次長

参考2 検討経過

時期	内容
令和5年10月25日(水)	第1回 内部検討委員会
令和5年12月26日(火)	第2回 内部検討委員会
令和6年1月30日(火)	第3回 内部検討委員会

令和5年11月14日(火)	第1回 ワーキンググループ会議
令和5年12月1日(金)	第2回 ワーキンググループ会議

参考3 宿泊税の導入に関する内部検討委員会設置要綱

宿泊税の導入に関する内部検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源の確保として宿泊税の導入について検討を行うため「宿泊税の導入に関する内部検討委員会（以下、委員会という。）」の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について検討し、市長の報告するものとする。

- (1) 宿泊税の導入に係る課題等の整理に関すること。
- (2) 宿泊税の制度内容の検討に関すること。
- (3) 宿泊税の充当事業等の整理に関すること。
- (4) 関係機関の情報収集に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、財務部長の職にある者とし、副委員長は企画部次長及び財務部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員会の構成員以外の者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討会は、第2条に掲げる所掌事務の整理及び検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、財務部市民税課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

1 別表（第3条第1項）

1	財務部長
2	企画部次長
3	財務部次長
4	市民経済部次長
5	健康こども部次長
6	環境部次長
7	消防次長